

市長とトーク (タウンミーティング) あなたのアイデアを市政に!

暮らしや市政などについて、市長が市民の皆さんの提案を伺います。

身近な話から、まちづくりのヒントが見つかる可能性があります。

日時 1月31日(水)午後7時～9時

会場 福祉センター

対象 市内在住・在勤の方

申込み・問合せ 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係(☎540)へ(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時)

※予約の枠に空きのある場合は、当日会場でも受け付けます。当日の受付

けは午後8時20分までです。

※申込状況により、初めて参加する方を優先する場合があります。

※1人ずつ市長と話していただきます(1人15分程度)。

※団体を代表してではなく、個人として参加してください。

※提案の内容によっては、後日回答する場合があります。

※秘密は固く守ります。安心して参加してください。

東京都ひきこもりサポートネットで相談を受け付けています

東京都ひきこもりサポートネットは、

ひきこもりに悩む本人や家族、友人からの相談を電話またはEメールで受け付けています。一人で悩まないで、まずは相談してください。

メール相談

パソコン・携帯電話から、24時間いつでも相談可能です。

※相談は「東京都ひきこもりサポートネット」のウェブページ内の会員専用のページで行います。

電話相談

受付時間は、月～金曜日の午前10時から午後5時までです。ただし、祝日を除きます。

☎ 03-5978-2043

※メール相談および電話相談は、ニックネームでの相談も可能です。

訪問相談

訪問相談については、対象要件があります。まず、児童青少年課へ問い合わせてください。

※相談は、すべて無料ですが、通信費や電話代などは相談者の負担となります。

※詳しくは「東京都ひきこもりサポートネット」ウェブサイトをご覧ください。

問合せ 児童青少年課児童青少年係(☎)

262/東京都青少年・治安対策本部青少年課 ☎ 03-5388-2257

生活自立相談窓口のご案内

自立相談支援事業

仕事や生活に関する困りごとについて話を伺い、関係機関と連携し、解決に向けた相談支援を行います。

住居確保給付金

離職により困窮状態になった方を対象とした家賃相当額の給付(有期)と就職に向けた支援を行います(支給には要件があります)。

家計相談支援事業

一緒に家計の状況を明らかにし、相談者自身が家計を管理する力を高め、早期に生活の再生につながるよう支援していきます。

子どもの学習支援事業

経済的に困難な世帯の中学生を対象に、市内施設において、週1回学習支援を行い、勉強の仕方や進路を考える手伝いをします。

共通事項

受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

相談窓口 市役所1階社会福祉課
問合せ 社会福祉課庶務係(☎)107

いよいよ困った…となる前に！
ひとりで悩まず相談してください。

目標達成!

目標達成に向け共に取り組んでいきます!

解決に向けて一緒に考え、プランを立てます!

困りごとについて詳しく話を聞きます



家計管理がうまくいかない…債務や滞納も心配、プランクがあつてなかなか再就職できない…、人間関係が苦手で将来が不安…、貯金があるうちに仕事や生活について相談しておきたい…

「ご意見をお寄せください！」 意見公募手続

共通事項

募集期間 1月16日(火)～2月15日(木)(午後5時(必着))

意見を出せる方 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方および施策などに利害関係を有する方

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ(様式は問いません)

※電話での受付はできません。

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

※必要事項は、各閲覧場所・市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。

閲覧場所 1月16日(火)から、市役所1階市政情報コーナー(祝日を除く)・各提出先(土・日曜日、祝日を除く)・図書館(休館日を除く)

※計画(案)の内容は、各閲覧場所のほか、市公式サイトでもご覧いただけます。

注意事項

○住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は、受け付けることができません。

○案件に対する賛否を問うものではありません。

○意見に対する個別の回答は、できません。

○受け付けた意見については、個人情報を除いた上で、市の考え方を付して市公式サイトなどで公表します。

■第五次羽村市地域福祉計画(案)

地域福祉計画は、社会福祉法の規定に基づき、市における地域福祉の推進を目的として策定するものです。

福祉や関連する分野の計画に共通する理念や目標を掲げ、地域福祉の推進に重点を置く「第五次羽村市地域福祉計画」を策定するため、知識経験者や関係機関の代表者、市民公募委員などで構成する「羽村市地域福祉計画審議会」を設置し、審議を重ねてきました。

このたび、審議会からの答申を受け「第五次羽村市地域福祉計画(案)」をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

計画期間 平成30年度～平成35年度
提出先・問合せ 社会福祉課庶務係(☎112) 205-8601 (所在地記載不要) FAX 554-2921

☒s301000@city.hamura.tokyo.jp

意見公募手続

■羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画(案)

市では、障害者基本法に基づく「羽村市障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「第4期羽村市障害福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してきました。

この両計画の計画期間が平成29年度末をもって終了することおよび児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられたことから

「羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画」を策定するため、障害者福祉に関する関係機関の代表者や市民公募委員などで構成する「羽村市障害者計画等審議会」を設置し、審議を重ねてきました。

このたび、審議会からの答申を受け「羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画(案)」をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

計画期間 平成30年度～平成32年度
提出先・問合せ 障害福祉課障害福祉係(☎172) 205-8601 (所在地記載不要) FAX 554-2921

■羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画(案)

羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、老人福祉法と介護保険法の規定に基づき、市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

高齢者福祉や介護保険に関連する分野の計画に共通する理念や目標を掲げ、それぞれの分野に重点を置く計画として「羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定するため、知識経験者や関係機関の代表者、市民公募委員などで構成する「羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会」を設置し、審議を重ねてきました。

このたび、審議会からの答申を受け「羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画(案)」をまとめましたので、皆さんのご意見を募集します。

計画期間 平成30年度～平成32年度
提出先・問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係(☎175) 205-8601 (所在地記載不要) FAX 554-2921

☒s304200@city.hamura.tokyo.jp